
資料 1 : 報告資料

- 2 (1) 令和 4 年度清水庁舎整備の方向 (改修)
- (2) 今後の進め方

1 令和4年度 清水庁舎整備の方向（改修）

2 (1) 令和4年度清水庁舎整備の方向（改修）

整備の方向

- 1：清水のまちづくりの状況を踏まえて、現在の清水庁舎を改修する
- 2：改修後の耐用年数は20年以上を最低条件とし、第3次診断等の結果を踏まえ、清水庁舎に必要な機能・性能を満たす合理的な改修内容を判断して整備する

必要条件（ハード整備に係る項目）

- 災害時の防災拠点としての庁舎機能（耐震性能など）の確保
 - ・最大クラスの地震や津波に耐えられる建物であること（耐震性能ランクをⅠaとする）
 - ・災害後も防災拠点として業務継続が可能であること
 - ・民生支援（災害救助法適用後の罹災証明・各種支援など）で、中心的な役割を果たせること

整備において満たすべき項目 <詳細は令和5年度以降に行う第3次診断等の結果を踏まえて決定する>

■ 床面積

- ・床面積は、減築によるコストの抑制効果、工事期間中の行政サービスへの影響、改修後の清水庁舎に必要な機能・性能の確保の観点から、合理的な判断をする
- ・本庁組織は供用開始時も清水エリアへ配置することを前提に、減築によって必要面積が不足する場合は、周辺の公共施設やまちなかの民間施設を活用する

■ 庁舎の耐用年数

- ・耐用年数は20年以上を最低条件として、改修後の清水庁舎に必要な機能・性能を確保する・将来的に、清水庁舎は現計画で目指していた江尻エリアへの移転が望ましく、改修後の使用年数は20年程度を基軸に設定する

耐用年数…建物全体が使用に耐えうる期間

使用年数…建物を使用する期間

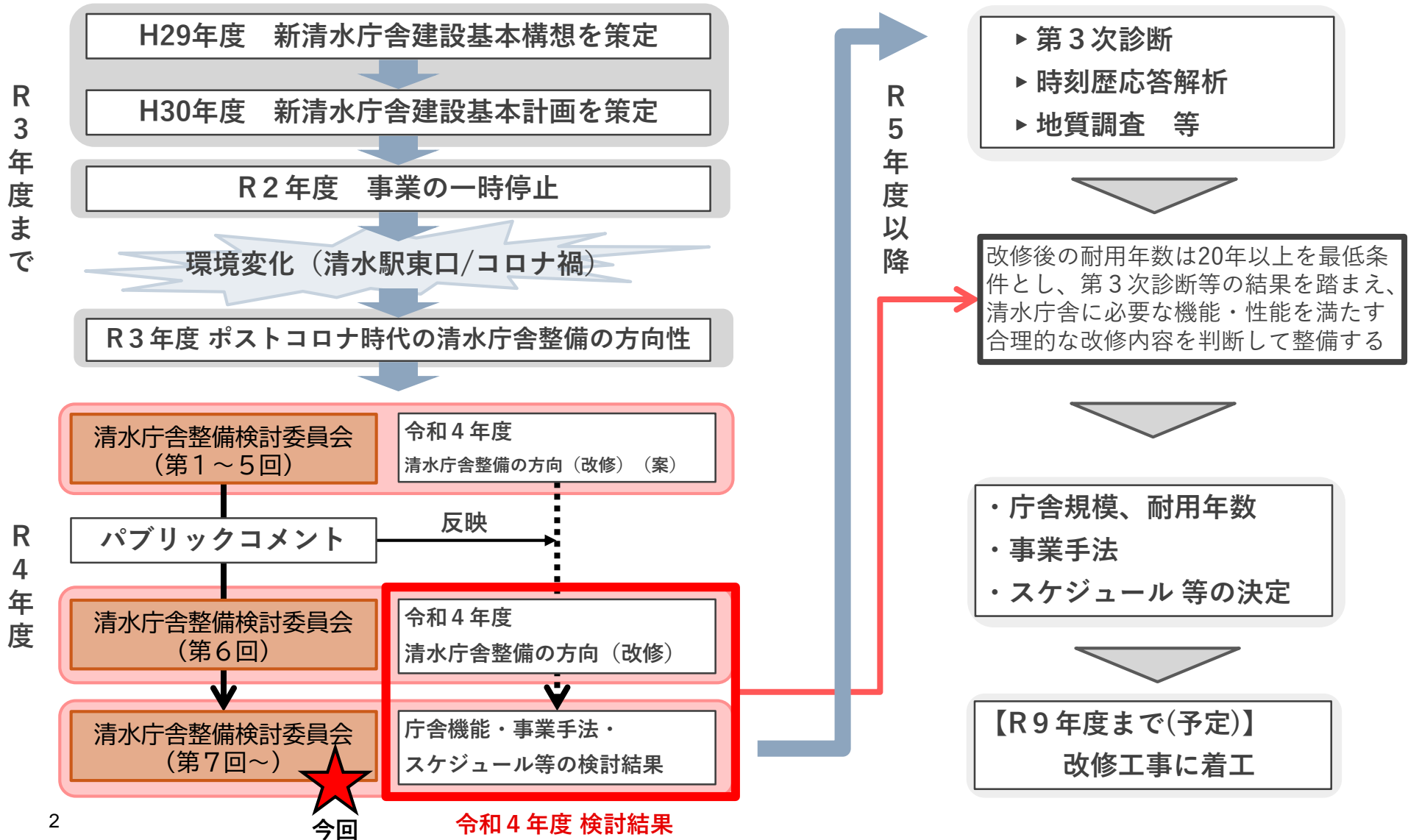
※ 第3次診断等の実施後も、本委員会の考え方を踏まえ、事業を進める

¹ ※ 第3次診断等の結果により、本委員会での検討の前提が否定された場合は再度検討を行う

2 【令和4年度】委員会における第7回以降に行う検討の位置づけ

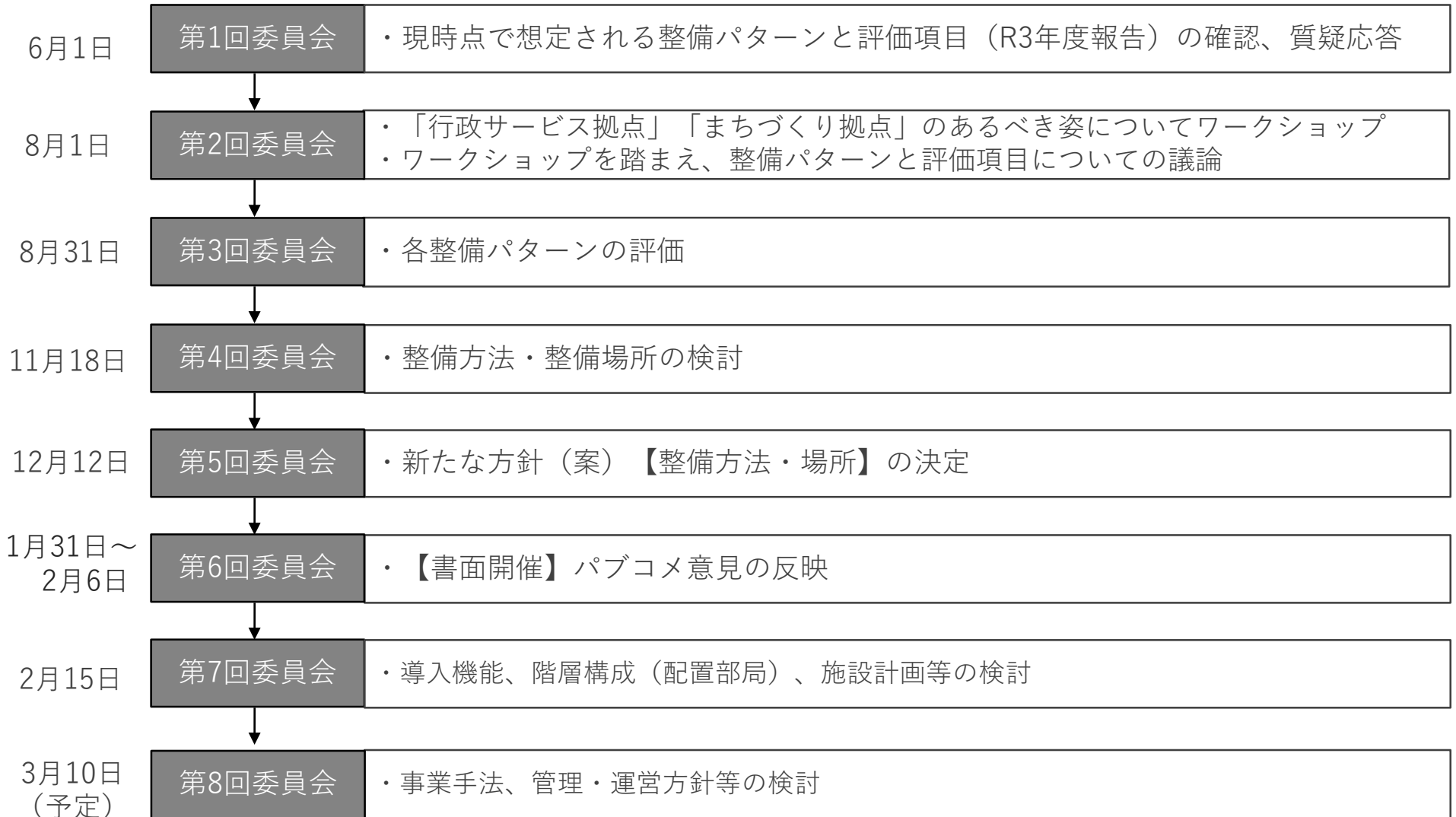
2 (2) 今後の進め方

- 整備の方向が改修になったことを前提に、導入機能等の記載内容を見直す



3 清水庁舎整備検討委員会の検討スケジュール（R5.2.15時点）

2（2）今後の進め方



※ 現時点での想定する検討スケジュールであり、今後、委員のみなさまの意見等により変更する可能性があります。

※ 会議の内容により、書面開催とさせていただく場合があります。